

## テーマ10：体罰は禁止しよう

1. 下記のことについて、自己評価し、自分の課題を書きましょう。

Yes No

- 体罰は、絶対してはならないことをしっかり自覚している。「子どものために場合によってはやむを得ない」という考えは一切ない。
- 軽い気持ちで叩く行為も、児童生徒の側からは、体罰と受け止める場合もあることを認識している。
- どの児童生徒の場合も、叱る時間と場所のタイミングをよく考えている。
- 頭ごなしに決め付けず、児童生徒の言い分や意見を聞くようにしている。
- 注意を聞く態度が悪い児童生徒に対しても、冷静に、感情的な指導にならないよう努めている。
- 児童生徒に対して、心の内面を共感的に受け止めるようにしている。
- 日頃から児童生徒の理解に努め、信頼関係を築いている。
- 同僚の体罰や暴力を傍観したり、見過ごしたりしない。

【自己課題】

2. 体罰の禁止について、同僚と話し合い、互いに支え合うこと、自分自身が気をつけることを決めましょう。

【互いに支え合うこと】

【自分自身が気をつけること】

## 参 考 資 料

### 1. 「体罰」とは

「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」【平成19年2月文部科学省初等中等教育局長通知】

※次のような行為も該当します。

- ・髪を切る行為
- ・体にマジックで印をつける行為
- ・用便に行かせない
- ・食事を取らせない
- ・グラウンド走や床掃除を長時間させる肉体的苦痛

※ 言葉による脅し、配慮のない言動によって精神的な苦痛を与える「言葉の暴力」等も、子どもの人権無視した行為です。

### 2. 体罰を引き起こす背景にあるもの

#### ①体罰を容認する雰囲気

- ・「話だけでは無理。強い指導が必要。」
- ・「自分の子どもには強く指導してくれ。」

#### ②法令・通知に対する理解の不足

- ・教員が児童生徒に対して「してはいけないこと」を正しく理解していない。
- ・組織の中で周知徹底が不十分である。

#### ③指導が個々の教員に委ねられている

- ・体罰が発生しやすい状況での指導のあり方やマニュアルが共有されていない。
- ・組織ぐるみの指導やバックアップの体制が構築されていない。

#### ④教員自身の資質

- ・教員自身が、感情の高ぶりや怒りを抑えられなくなる。
- ・児童生徒よの信頼関係が不十分で、力による抑制に頼らざるを得ない。

#### ⑤あなたの身近にある体罰を引き起こす要因

※記入してみよう

### 3. 体罰を根絶するための6つの視点

- ①教職員の中に体罰や暴力を容認する考え方がないか。
- ②「懲戒」や「体罰」に対する知識と正しい理解がなされているか。  
※ 参考【平成19年2月文部科学省初等中等教育局長通知「問題起こす児童生徒に対する指導について」】
- ③子どもの人権に対する意識が確立されているか。
- ④生徒指導や場面指導でマニュアルや組織全体の指導体制が構築されているか。
- ⑤体罰によって負うべき「責任」について、教職員が理解しているか。
- ⑥「怒り」のコントロール（アンガーマネジメント）の学習がなされているか。